

令和 7 年 4 月 2 5 日

人 事 院 事 務 総 長

「育児休業等の運用について」の一部改正について（通知）

「育児休業等の運用について（平成 4 年 1 月 1 7 日職福— 2 0）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第 1 総則関係 1 ～ 3 （略） 4 育児休業法第 6 条第 1 項（育児休業法第 1 4 条又は第 2 6 条第 6 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の「出産」とは、妊娠満 1 2 週以	第 1 総則関係 1 ～ 3 （略） 4 育児休業法第 6 条第 1 項（育児休業法第 1 4 条又は第 2 6 条第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の「出産」とは、妊娠満 1 2 週以

後の分べん（死産を含む。）をいう。

5～8 （略）

9 規則第10条第2項（規則第22条又は第31条の2において準用する場合を含む。）の養育状況変更届には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第1のとおりである。

(1) （略）

(2) 規則第10条第1項各号（規則第22条又は第31条の2において準用する場合を含む。）に掲げる場合及びその発生日

10～12 （略）

第8 育児短時間勤務の承認関係

1 育児休業法第12条第1項ただし書の「当該子について、既に育児短時間勤務をした」とは、当該子について育児休業法第12条の規定により育児短時間勤務をしたことをいい、育児

後の分べん（死産を含む。）をいう。

5～8 （略）

9 規則第10条第2項（規則第22条（規則第31条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の養育状況変更届には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第1のとおりである。

(1) （略）

(2) 規則第10条第1項各号（規則第22条（規則第31条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に掲げる場合及びその発生日

10～12 （略）

第8 育児短時間勤務の承認関係

1 育児休業法第12条第1項ただし書の「当該子について、既に育児短時間勤務をした」とは、当該子について育児休業法第12条の規定により育児短時間勤務をしたことをいい、育児

休業法第 27 条の規定により準用される場合及び他の法律により育児短時間勤務をした場合は含まない。また、職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの 1 人について育児短時間勤務の承認を受けて、当該育児短時間勤務の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児短時間勤務をしたものとして取り扱うものとする。

2～7 (略)

第 13 育児時間関係

1 (略)

2 育児休業法第 26 条第 2 項第 2 号の「1 年」とは、規則第 29 条の 3 に定める 1 年の期間をいう。

3 育児休業法第 26 条第 5 項に規定する給与の減額方法については、給実甲第 28 号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）第 15 条関係第 2 項及

休業法第 27 条の規定により準用される場合及び他の法律により育児短時間勤務をした場合は含まない。また、職員が双子等複数の小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合において、そのうちの 1 人について育児短時間勤務の承認を受けて、当該育児短時間勤務の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児短時間勤務をしたものとして取り扱うものとする。

2～7 (略)

第 13 育児時間関係

1 (略)

2 育児休業法第 26 条第 1 項の「3 歳」に達するまでとは、満 3 歳の誕生日の前日までをいう。

3 育児休業法第 26 条第 2 項に規定する給与の減額方法については、給実甲第 28 号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）第 15 条関係第 2 項及

び第3項の規定の例による。

4・5 (略)

6 規則第28条第2号の「人事院が定める非常勤職員」は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

7 各省各庁の長は、育児休業法第26条第1項の規定による請求があつた場合には、速やかに承認するかどうかを決定し、当該職員に対して当該決定を通知するものとする。

8 各省各庁の長は、第1号育児時間を承認する場合には、規則第29条の3に定める1年の期間のうち育児時間が必要な期間についてあらかじめ包括的に請求させて承認するものとする。

9 規則第30条第1項の育児時

び第3項の規定の例による。

4・5 (略)

6 規則第28条第2号の「人事院が定める非常勤職員」は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

7 各省各庁の長は、規則第30条第1項の規定による請求があつた場合には、速やかに承認するかどうかを決定し、当該職員に対して当該決定を通知するものとする。

8 各省各庁の長は、育児時間を承認する場合には、育児時間が必要な期間についてあらかじめ包括的に請求させて承認するものとする。

9 規則第30条第1項の育児時

間簿については、次に定めるところによる。

- (1) 育児時間簿は、各省各庁の長が規則第29条の3に定める1年の期間ごとに職員別に作成し、次に定める記載事項の欄を設けるものとする。

ア 育児時間の承認の請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日

イ 第2項申出月日及び第2項申出の内容

ウ 第3項変更月日、第3項変更の内容及び第3項変更が必要な事情

エ 第1号育児時間の承認の請求に係る次に定める事項

(ア) 期間

(イ) 請求月日

(ウ) 請求者の確認

オ 第2号育児時間の承認の請求に係る次に定める事項

(ア) その1年に承認の請求をすることができる第

間承認請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第5のとおりである。

- (1) 職員の所属、官職及び氏名

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 号育児時間の時間数

(イ) 期間

(ウ) 残時間数

(エ) 請求月日

(オ) 請求者の確認

(2) 育児時間簿の記入要領につ
いては、次のとおりとする。

ア (1)に定める記載事項の欄
のうち、オ(ア)の記載事項
の欄については勤務時間管
理員（人事院規則 9 — 5
（給与簿）第 3 条に規定す
る勤務時間管理員をいう。
以下この項において同
じ。）が、それ以外の記載
事項の欄については職員
が、記入し、又は確認（育
児時間簿において確認した
旨を示すことをいう。以下
この項において同じ。）す
るものとする。

イ (1)ウの「第 3 項変更が必
要な事情」の欄には、職員
が第 3 項変更をしなければ
ならなくなった状況が明ら

(2) 育児時間の承認の請求に係
る子の氏名、職員との続柄等
及び生年月日

(新設)

(新設)

かになるように、具体的に
記入する。

ウ 各省各庁の長は、(1)ウの
「第3項変更が必要な事
情」の欄に職員が記入した
事情を踏まえ、規則第29
条の5第1項に定める特別
の事情の有無について育児
時間簿に記入し、確認する
ものとする。

(新設)

エ 各省各庁の長は、育児時
間の承認の可否の決定につ
いて育児時間簿に記入し、
確認するものとする。

(新設)

オ 各省各庁の長は、承認の
請求をされた育児時間の期
間の一部について承認しな
かった場合には、育児時間
簿にその旨及び当該承認し
なかった日又は時間を記入
する。

(新設)

カ 勤務時間管理員は、人事
院規則9—5第3条に規定
する出勤簿に育児時間であ
る旨転記したことを確認す
るものとする。

(新設)

(3) <u>育児時間簿を作成する際の参考例を示せば、別紙第5のとおりである。</u> 10 <u>職員が各省各庁の長を異にして異動した場合は、異動前の各省各庁の長は、必要に応じ、当該職員の育児時間簿又はその写しを異動後の各省各庁の長に送付するものとする。</u>	(3) <u>育児時間の承認の請求をしようとする期間及び時間</u> 10 <u>各省各庁の長は、育児時間承認請求書に前項(2)に掲げる事項を証明する書類を添付することを求めるものとする。</u>
--	--

別紙第5を次のように改める。

育 児 時 間 簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき人事院規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内
	月 日		

3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(各省各庁の長の確認)	決裁
	月 日					

3 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(各省各庁の長の確認)	決裁
	月 日					

4 備 考	
-------	--

(注)

- 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等（写しでも可）
- 2 第1号育児時間の承認の請求の場合は第2面、第2号育児時間の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 3 第1号育児時間の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号育児時間の承認の請求の場合

(第2面)

年度

整理 番号	※ 育児時間の承認の請求をする期間			※ 請求月日	※ 請求者の 確認	承認 の可否	決裁		勤務時間管 理員の確認	備 考
	月 日	毎日／ 曜日等	時 間				各省各庁の 長の確認			
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第1号育児時間の承認の取消しの場合

(第3面)

年度

整理 番号	※ 育児時間の承認の取消しの期間		※ 請求者 の確認	決裁		勤務時間管 理員の確認	備 考
	月 日	時 間		各省各庁の 長の確認			
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
11	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
12	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
13	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
14	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
15	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
16	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
17	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第2号育児時間の承認の請求の場合

(第4面)

年度

第2号育児時間の時間数 時間 分

整理 番号	※ 育児時間の承認の請求をする期間				※	※	※	※	承認 の可否	決裁		勤務時間管理員 の確認	備 考
	月 日		時 間		請求 時間数	残時間数	請求月日	請求者 の確認		各省各庁の 長の確認			
1	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
2	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
3	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
4	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
5	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
6	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
7	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
8	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
9	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
10	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
11	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
12	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
13	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
14	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
15	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
16	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
17	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
18	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
19	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
20	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
21	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
22	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

以 上